



障害者就業支援事業

- 1 障害者雇用就業サポートデスク
- 2 中小企業障害者雇用応援連携事業
- 3 各種セミナー
- 4 障害者雇用実務講座
- 5 中小企業と就労支援機関との交流事業
- 6 企業見学支援事業
- 7-1 職場体験実習面談会
- 7-2 障害者と実習受入れ企業のマッチング
- 7-3 職場体験の実習先企業開拓・登録企業への支援
- 8 東京しごと財団職場体験実習助成金
- 9 障害者委託訓練事業
- 10 東京ジョブコーチ職場定着支援事業
- 11 職場内障害者サポーター事業
- 12 障害者雇用ナビゲート事業

1

障害者雇用就業サポートデスク

企業・障害者・支援機関への相談・情報提供窓口

障害のある方やその関係者(家族・友人・知人・就労支援機関等)、また企業等の障害者雇用について、それぞれの状況やご希望に応じたご相談を随時承ります。障害者理解、障害者雇用に関する書籍や資料もご覧いただけますので、お気軽にご利用ください。

●ご利用は無料です。また、相談は事前予約制です(資料閲覧のみの場合は予約不要です)。



対象

<障害のある方・支援機関の皆様> ●障害のある方やその関係者(家族・友人・知人・就労支援機関等)

<企業の皆様> ●企業等

※匿名でのご相談も可能です。 ※障害者手帳の有無や障害の種別は問いません。

相談の種類

※職業紹介は行っておりません(面接同行や定着支援などの直接支援も行っておりません)

● 一般相談

内容 … 障害のある方の就職活動や就労全般、企業の障害者雇用等

時間 … 平日 9:00~17:00 ※1回あたり最大1時間

● 専門相談 ※飯田橋のみ

(1) 障害者テレワークの専門家への相談

内容 … 障害者のテレワーク導入、支援機器の活用、テレワークに必要なPCスキル等

時間 … 第2・第4火曜日 13:00~17:00 ※1回あたり最大1時間

(2) 社会保険労務士等への相談

内容 … 障害年金や障害者雇用等

時間 … 毎週木曜日 13:00~17:00 ※お一人様・一企業1回限り/1回あたり最大1時間

★一般相談及び専門相談は、土日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)は休業

★一般相談、テレワーク相談のご利用は複数回可能

相談方法

● 来所(アクセスは巻末の地図をご参照ください)

障害者雇用就業サポートデスク飯田橋/障害者雇用就業サポートデスク多摩

● 電話

下記電話番号にお掛けください

● オンライン

※相談にかかる通話料や通信料はご相談者様の負担となります



相談予約をする際は、電話をお掛けいただくか、直接ご来所ください。

お問い合わせ・相談予約

障害者雇用就業サポートデスク(飯田橋・多摩共通)

【電話】03-5211-5462

【URL】https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/yourself_supporter/information_corner.html(当事者・支援者向け)

【URL】https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/company/information_corner.html(企業向け)



当事者・支援者向け



企業向け

2

中小企業障害者雇用応援連携事業

企業に対するアウトリーチ型情報提供

都内中小企業の障害者雇用促進に向けて、東京都、国（東京労働局、ハローワーク）、東京しごと財団、都内障害者就労支援機関が連携し、対象企業へ個別訪問等による支援を行います。

対象

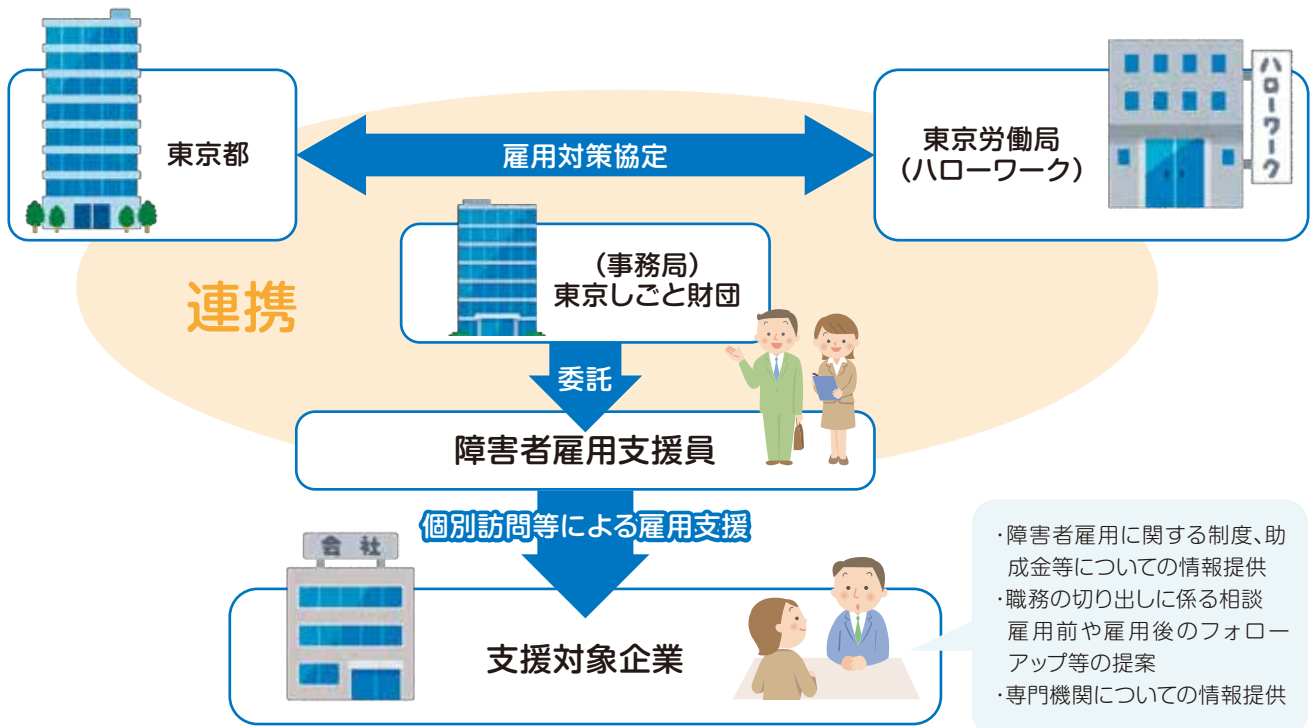
<企業の皆様>

障害者雇用を進めていく必要のある都内企業に対して、障害者雇用指導員が随時連絡、訪問いたします。

障害者雇用支援を希望する企業からの依頼も受付けています。詳しくはホームページをご覧ください。

※常用雇用労働者数が500人未満の都内企業が対象となります。

- 障害者雇用支援に精通した障害者雇用支援員が、企業ごとのニーズに応じたきめ細かい支援を行います。
- 企業の支援状況については企業の同意のもとで都や国と情報共有し、企業で求人有意向がある場合には管轄のハローワークにつなぐなど、雇用の実現に向けて速やかな対応が可能です。



支援方法

都内障害者就業・生活支援センター運営団体に配置している障害者雇用支援員が、訪問等により個別企業支援を行います。障害者の雇用や就業支援に関する専門的な知識・ノウハウをもとに、課題解決に向けた様々な支援方法を提案いたします。

お問い合わせ

雇用促進係

【電話】 03-5211-2303

【URL】 <https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/company/combination.html>



3

各種セミナー

情報提供を目的として随時開催

① 就活セミナー(年8回) ペア参加 年6回・支援者向け 年2回

障害のある方と支援者がペアで参加して学ぶ「ペア参加セミナー」と、障害者の就労を支援する方を対象とした「支援者向けセミナー」をご用意しています。

「ペア参加」は、就職活動に役立つビジネスマナーや自己理解・企業理解等を3～4日の完結型として障害種別ごとに開催します。特に、就職活動に不慣れな方、社会経験の短い方にもわかりやすく就職活動のポイントをお伝えし、応募書類作成や面接ロールプレイング等の演習を行います。

「支援者向け」は、日々の支援に役立つ内容をテーマに開催しています。

参加対象 東京都内の就労支援機関等に利用登録している知的障害者、精神障害者、発達障害者及びその支援者

就活セミナーのポイント

- 働く準備・働き続ける準備をしよう!
- やってみよう! 体験してみよう!
- 支援者も一緒に学んで今後の就労を支援しよう!

② 保護者向けセミナー(年3回)

障害のある方を雇用している企業の担当者や就労支援機関職員等を講師として、企業での採用事例や就労支援機関の支援内容等を紹介します。

参加対象 都内在住(在学・在勤)の障害のある方の保護者、都内の支援学校・就労支援機関等の職員

③ 医療機関向けセミナー(年1回)

障害者雇用の現状や就労事例の紹介等、障害者の就労支援に資する情報提供を講義形式で行うほか、グループワークによる事例検討等を通じてアイデアの共有や支援者間のネットワークづくりを図ります。

参加対象 デイケア等において障害者に就労を含めた支援を行う医療機関の職員

④ 大学職員向けセミナー(年2回)

発達障害傾向のある学生の就労を支援するため、発達障害の基本的な特性の理解を深め、学生への支援の方法を学びます。参加者同士で、日頃の支援の悩みや課題を共有し、解決のヒントを探るグループワークも実施しています。また就職支援に活用できる東京しごと財団のサービスをご紹介します。

参加対象 大学等において障害のある学生の就労を支援するキャリアセンター職員等

⑤ 企業向けセミナー(年3回)

都内企業の経営者・人事担当者等を対象とした、中小企業向け(年2回)と特例子会社向け(年1回)のセミナーです。専門家や先行企業の担当者を招き、企業の障害者雇用の一助となる内容を様々な角度からお話いただきます。

参加対象 障害者雇用に取り組む都内企業の経営者・人事担当者

お問い合わせ

①～③企画普及係

【電話】 03-5211-2681

④・⑤コーディネート事業係

【電話】 03-5211-2682

【URL】 <https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/index.html>

トップページ

4

障害者雇用実務講座

はじめて障害者を雇用しようと検討している担当者向け講座

障害者雇用の制度や流れ、各種障害特性、社内の体制作りなど、障害者雇用に必要な基礎的な知識やノウハウを、座学とワークショップを通して、実践的に学ぶことができる集中講座です。

対象

<企業の皆様>

現状障害者を雇用していない都内の中小企業(従業員数300人以下)で、人事担当者等の実務を行う方

※特例子会社を除く

規模

- 年6回
- 各回20社(1社1人で20人、年120社・120人)程度

カリキュラム

1日目

法制度と支援制度

- 雇用のながれと雇用上の留意点
- 障害に対する視点と活用できる社会資源

2日目

「障害」への視点と特性の理解

- 主な障害について(身体・知的・精神・発達)
- 先行事例の紹介(障害者雇用をすでに行っている企業1社)

3日目

雇入れ体制の整備

- 障害者雇用のプロセスと心構えについて
- ワークショップ(業務の切り出し体験、指導体験等)
- 東京しごと財団事業紹介
- 3日間の振り返り、意見交換、交流

※カリキュラムは予告なく変更する場合がありますので、ご了承ください。

参加者の声

- ・時系列に沿った内容で、今後のイメージがしやすく、共感しながら聞けました。
- ・良かれと思った対応の仕方がお互いのためにならないこともあるということを知りました。
- ・学んだ内容を社に持ち帰り、今一度当社にとっての障害雇用の位置づけと目標を整理したいと思います。

お問い合わせ

コーディネート事業係

【電話】03-5211-2682

【URL】<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/company/jitsumukouza.html>



5

中小企業と就労支援機関の交流事業

企業と就労支援機関の交流の場

東京しごと財団が有する企業の障害者雇用に関する総合的なコーディネート機能と、就労支援を通じて構築してきた支援機関とのネットワークを活用し、企業の障害者雇用の推進を図る事業です。

企業が障害者雇用に向けた第一歩を踏み出せるよう、複数の就労支援機関との交流機会を提供します。

対象

<企業の皆様>

- 法定雇用率未達の都内中小企業(従業員300人以下)

<支援機関の皆様>

- 都内就労支援機関、区市町村機関

規模

- 年2回
- 各回 参加企業20社・支援機関50事業所程度

内容

参加企業は、自社の魅力や事業内容をアピールするためのブースを設置し、来場した就労支援機関の担当者に対して企業概要や具体的な業務内容等を説明していただきます。

参加就労支援機関は、参加企業に特長や取組、利用者の状況などを説明していただきます。

交流会

中小企業

自社の魅力紹介

就労支援機関

各自の取組等の情報提供



お問い合わせ

コーディネート事業係

【電話】03-5211-2682

【URL】<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>



交流事業
(トップページ)

6

企業見学支援事業

障害者雇用の先進企業を見学

障害者雇用の明確なイメージを構築できるよう、障害者雇用に先進的に取り組んでいる企業様にご協力いただき、随時見学会を開催しています。

対象

<企業の皆様>

- 都内企業の人事担当者

<障害のある方・支援機関の皆様>

- 都内就労支援機関等の障害者就労支援従事者
- 支援機関に登録し、企業への就労を目指す障害者（支援者または保護者とのペア参加）

特徴

- ・少人数制の開催のため、質問がしやすく、さまざまな疑問点が解消できます。
- ・随時開催しているので都合の良い日に参加しやすくなっています。
- ・障害者が活躍している現場を見学することができます。



申し込み方法

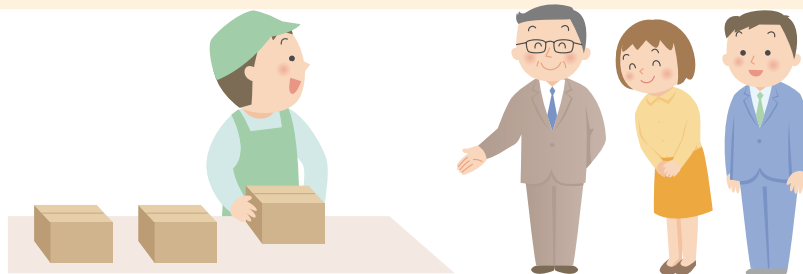
当財団において、見学の受け入れ可能な企業を開拓し、セッティングしています。
企業見学をご希望の方は、財団ホームページよりお申し込みください。

参加者の声

- ・実際に働いている方の声を聞くことで、一緒に働いていくイメージが湧いて、有意義な時間となりました。
- ・好事例・失敗談等のエピソードを交えて教えてくれたので参考になりました。
- ・企業の人事担当者が障害者雇用と真摯に向き合っているお話を聞けたので良かったです。
- ・精神障害者の採用や職場定着の方法がわかり、とても勉強になりました。

見学先企業の募集について

当財団では、企業見学を受け入れてくださる企業を募集しています。詳細は、以下お問い合わせ先まで、ご連絡ください。



お問い合わせ

コーディネート事業係

【電話】03-5211-2682



当事者・支援者向け



企業向け

【URL】 https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/yourself_supporter/networking_event/index.html (当事者・支援者向け)

【URL】 https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/company/networking_event/index.html (企業向け)

7-1

職場体験実習面談会

実習受入れ企業への面談会形式の紹介

「職場体験実習」とは、障害者雇用を検討している企業等が、障害者を「実習生」として職場に受入れ、実際に業務（または実習用のカリキュラム）を実習として体験いただく事業です。

就労を目指す障害者の職業準備性及び障害者雇用を検討している企業等の雇用準備性を高めていただくことを目的としています。

「職場体験実習面談会」は、実習を行いたい障害者と障害者を受入れたい企業等のマッチングを図る場として開催しています。

対象

<企業の皆様>

都内に本社又は事業所があり実習受入れ場所が1か所以上ある企業等 ※国や区市町村の機関は対象外です。

<障害のある方>

●都内の就労支援機関から推薦された障害者

※都内の支援機関をご利用で「就労準備性が整った方」がご利用いただけます。支援機関からのお申込みが必要です。（障害のある方からの直接のご連絡ではお受けいたしかねます。）

規模

●年8回程度 ●各回 参加企業40社・参加障害者400名程度

内容

- ・面談時間を指定しての完全予約制で実施します。
- ・1企業あたり、1回15分の面談を1日最大12回実施します。
- ・面談会に参加する障害者は、東京都内の障害者就労支援機関を利用（登録）し、企業での就労を目指している方のうち、基本的なビジネスマナーを備え、生活リズムが安定している方です。
- ・面談の際、障害者は登録している就労支援機関の職員と必ずペアで参加いただきますので、障害者の方も企業の方も安心して面談を進めることができます。
- ・面談後、実習に進む際にも、就労支援機関を通じて企業と連絡・調整をしていただきます。

メリット

障害者雇用を検討している企業等

企業の皆様が、障害者を「実習生」として職場に受け入れ、実際に業務を実習として体験してもらうことで、企業内に障害者雇用のノウハウを蓄積できる機会となります。本事業は実習の実施が目的ですので、職場体験実習後の雇用の義務はありませんが、実習により多くの障害者が就労ステージへと進めます。

就労を目指す障害者

企業等で働いた経験がない（少ない）、自分の適性が分からないなど、企業等で働くことに不安がある場合に、いきなり「就職」ではなく、仕事を「体験」できます。この職場体験実習により、企業等の現場を知ることができ、また、実習中の体験を通し、自分の新たな課題を発見することもできます。

ミニ面談会も実施しています！

実習生を受け入れたい企業の実習予定時期に柔軟に対応するため、ミニ面談会も開催しています。小規模開催なので、時間的にも余裕をもって、より綿密な面談ができます。

お問い合わせ

コーディネート事業係

【電話】03-5211-2682

【URL】https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/yourself_supporter/workplace_experience-based_training/index.html（当事者・支援者向け）

【URL】https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/company/workplace_experience-based_training/index.html（企業向け）



当事者・支援者向け



企業向け

7-2

障害者と実習受入れ企業のマッチング

実習受入れ企業への個別紹介

日程が設定された面談会とは別に随時、個別に職場体験実習の受入れに向けた企業紹介も行っています。

専任の就労雇用支援アドバイザー(以降アドバイザーと表記)が聞き取り内容に応じ、適切な企業をご紹介します。



対象

<障害のある方>

●都内の就労支援機関から推薦された障害者

※都内の支援機関をご利用で「就労準備性が整った方」がご利用いただけます。支援機関からのお申し込みが必要です。(障害のある方からの直接のご連絡ではお受けいたしかねます。)

事業の流れ

面談申込

支援機関からの連絡で当財団へお申し込み頂きます。
担当アドバイザーと支援機関で面談日程を調整します。

面談

プロフィールカードを持参のうえ支援機関同行で、当財団でアドバイザーと面談を行います。面談場所は東京しごとセンターで行います。面談時間は1時間程度です。

実習申込

面談の結果、実習希望企業を決定しプロフィールカードを企業へ郵送します。

実習前面談企業見学

支援機関同行で企業訪問し、実習前面談・企業見学を実施します。

実習実施

「実習」を実施。実習最終日に「振り返り」を行い「採用選考のステップ」に進むかの判断を行います。

参加者の声

面談会にはたくさんの方がいて緊張すると思ったので、個別紹介を希望しました。面談はアドバイザーの方と1時間ほどでしたが、じっくりとお話を聞いてもらえました。支援員の方に同席してもらえたので、大変心強かったです。(利用者)

面談でアドバイザーの方とご本人の特性や配慮事項を共有でき、ご本人の特性にマッチしそうな実習先企業をご紹介頂きました。面談後も、アドバイザーの方とメールや電話でやり取りして頂きとても手厚いサポートだと思いました(支援員)

お問い合わせ

コーディネート事業係

【電話】03-5211-2682

【URL】https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/company/workplace_experience-based_training/index.html



7-3

職場体験の実習先企業開拓・登録企業への支援

障害者を職場体験実習で受入れてみませんか？

職場体験実習は、障害者雇用を検討している企業の皆様が、障害者を実習生として職場に受け入れ、実際の業務を実習として体験してもらうことで、企業に障害者雇用のノウハウを蓄積できる貴重な機会です。

東京しごと財団では、「障害者雇用を検討している企業」と「就労を目指す障害者」を結びつける事業を推進しており、障害のある方を実習生として受け入れていただける企業を募集しています。

対象

<企業の皆様>

- 都内に本社又は事業所がある企業

内容

職場体験実習は、障害者を雇用するにあたり、企業と障害者双方の不安を解消し、準備性を高める有効なツールです。

実際に障害者を職場で受け入れることにより、企業は障害者が働く姿をみることができ、障害の特性や業務に関する適性、職務の遂行能力、コミュニケーションの方法等を知る機会となります。

職場体験実習を受け入れていただける企業に対して、**障害者雇用支援アドバイザー**を無料で派遣いたします。

障害者雇用支援アドバイザーに業務の切り出し方や実習実施に向けたスケジュールの作り方などを相談してください。



事業の流れ

応募

当財団の職場体験実習受入れ企業の募集にご応募ください。

アドバイザーが訪問

企業に訪問させていただき、実習の受入れ人数や対象障害種別、実習期間や内容等の詳細を調整の上、企業登録をお願いします。

登録

当財団のホームページや障害者雇用就業サポートデスク(窓口)等で、登録情報を就労支援機関等へ提供します。

実習前調整

当財団の仲介により、就労支援機関等の要望に応じて職場体験実習生の受入れの可否を調整いたします。

実習実施

- 当財団が実習に係る補償の付与をしています。
- 中小企業等の場合は、実習にかかる諸経費を補助する助成金を支給します(要件あり)。

お問い合わせ

コーディネーター事業係

【電話】03-5211-2682

【URL】https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/company/workplace_experience-based_training/index.html



8

東京しごと財団職場体験実習助成金

実習受入れ経費の一部助成

東京しごと財団では、中小企業等における障害者雇用を促進するため、障害者職場体験実習事業を実施しています。この助成金は中小企業等の皆様が障害者職場体験の実習生を受け入れ、実習を実施した際に要する諸経費を助成するものです。

対象

<企業の皆様>

- 本社又は事業所が東京都内にある企業等
- 申請日以前直近の6月1日現在において、短時間労働者*以外の常時雇用する労働者の数と短時間労働者(1人を0.5カウント)の数の合計が300人以下であること。(特例子会社を除く)
- * 短時間労働者とは常時雇用する労働者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

助成金

6万円(同一年度内の利用は、1企業1回まで)

支給要件

- ① 申請日以前直近の6月1日現在において、下記の(ア)(イ)いずれかを満たす企業等
(ア) 障害者を雇用していない又は法定雇用率未達成の企業等
(イ) 雇用する障害者とは異なる障害種別の実習生を受け入れた企業等
- ② 都内実習場所において、下記の(ウ)(エ)いずれかを満たす実習であること
(ウ) 1日あたり4時間以上かつ5日以上の実習を実施すること
(エ) 障害の状況から(ウ)の実習が難しい障害者については、1日あたり2時間以上4時間未満かつ5日以上の実習を実施すること
- ③ 障害者雇用支援アドバイザーの支援を受け、障害特性に配慮した実習を行うこと
(原則として職場体験実習受入れ登録企業が対象)
- ④ その他

上記の支給要件に加えて、申請日以前直近の6月1日現在において、短時間労働者以外の常時雇用する労働者の数と短時間労働者(1人を0.5カウント)の数の合計が40人以上^{*}である企業(法定雇用義務のある企業)で、障害者雇用支援アドバイザーによる紹介(面談会を除く)により受け入れた実習に限り、年度内3回まで利用可とします。

この他にも支給要件がありますので、詳細については下記担当までお問い合わせください。

*2026年7月1日以降37.5人に変更



お問い合わせ

コーディネート事業係

【電話】03-5211-2682

【URL】https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/company/workplace_experience-based_training/grant_business.html



9-1

障害者委託訓練事業

訓練を受講したい方へのご案内

障害のある方が仕事をする上で役立つ知識や技能を短期間で身に付けることを目的として、企業、民間教育機関、社会福祉法人、NPO法人等、様々な機関に訓練を委託して実施しています。

対象 ①から③の要件全てにあてはまる方

<障害のある方>

- ①身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方または、精神障害・発達障害・高次脳機能障害・難病等があり、公的な判定書(意見書・診断書等)・難病指定の医療受給者証をお持ちの方
- ②居住地管轄のハローワークに求職登録を行い、受講の推薦を受けた方
- ③訓練先まで通所できる方で、職業訓練を通じて就職しようという意思のある方

内容 訓練期間は1か月～3か月



実践能力習得コース

飲食店舗の洗い場、盛付け等の補助業務、オフィスでの事務補助作業、清掃作業等
障害者を雇用している又は雇用を検討している企業で、実践的な職業能力の習得ができます。

知識・技能習得コース

パソコン技能、オフィス作業、封入作業、軽食喫茶業務、清掃業務等
就職に必要な知識・技能の習得ができます。
オンライン訓練が可能なコースもあります。



日本版デュアルシステム

パソコン操作と職場実習等
就職に必要な知識技能と職場実習を一体的に行い実践的な職業能力が習得できます。

e-ラーニングコース

都内在住で、訓練施設への通所が困難な方を対象に、在宅でインターネットを通じてIT技能が習得できます。

在職者訓練コース

企業等で働いている方を対象に、雇用の継続とスキルアップを目指します。

★このコースは当財団に直接お申込みください。

オンライン訓練が可能なコースもあります。



事業の流れ



訓練の申込みは
居住地管轄の
ハローワークへ

面接

訓練開始

訓練終了

訓練を8割以上
受講した方には
修了証書をお渡しします

お問い合わせ

委託訓練推進班

【電話】03-5211-2683

【URL】https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/yourself_supporter/trust_training/index.html



障害者委託訓練事業

事業者向け訓練業務委託のご案内

障害者委託訓練とは

東京しごと財団がハローワークと連携して実施する**障害のある方のための多様な職業訓練**です。企業、民間教育機関、社会福祉法人、NPO法人等、様々な機関に訓練を委託して実施しています。

内容 ※委託料は訓練受講生一人当たりの金額です(税込)

障害者を雇用している又は雇用を検討している企業向け

▶ 実践能力習得訓練コース(お申込みは年4回、3月・6月・9月・12月)

実際の職場を活用して実践的な職業能力の習得を図る訓練コースです。

訓練中の指導を通じて障害者雇用のノウハウが蓄積でき、採用を具体的に検討する際に役立ちます。

*科目例 事務補助、飲食店舗における補助業務、清掃作業 等

*委託料 上限7万4千円/月(中小企業は10万5千6百円)

障害者のスキルアップを支援したい企業向け

▶ 知識・技能習得訓練コース(お申込みは年4回、3月・6月・9月・12月)

就職に必要な基礎知識・技能の習得を図るコースです。オンライン訓練も可能です。

*科目例 パソコン技能、オフィス作業、封入作業、軽食喫茶業務、清掃 等

*委託料 上限7万4千円/月

▶ 障害者向け日本版デュアルシステム(お申込みは年4回、3月・6月・9月・12月)

就職に必要な基礎知識・技能の習得と職場実習を一体的に行い、実践的な職業能力の習得を図るコースです。

*科目例 オフィスパソコン実践、事務作業で必要なパソコン操作と職場実習 等

*委託料 ①集合訓練:上限7万4千円/月 ②職業能力講座:2千2百円/日 ③職場実習:上限11万円/月

▶ e-ラーニングコース(お申込みは年4回、3月・6月・9月・12月)

都内在住で訓練施設へ通所が困難な方を対象に、在宅でインターネットを通じて就職に必要なIT技能の習得を図るコースです。

*科目例 IT技能、Web制作基礎 等

*委託料 上限7万4千円/月

▶ 在職者訓練コース(お申込みは年4回、3月・6月・9月・12月)

企業で働いている方が雇用の継続を目的として技能のスキルアップを図るコースです。オンライン訓練も可能です。

*科目例 仕事に役立つパソコン、ワード・エクセル応用 等

*委託料 受講実施時間に応じて、2万3千1百円から18万7千円

この委託訓練は、東京しごと財団が厚生労働省「障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業」を東京都から委託されて実施しています。

業務委託の流れ



業務委託のエントリー方法等は、ホームページをご参照ください。

お問い合わせ

委託訓練推進班

【電話】03-5211-2683

【URL】https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/company/trust_training/index.html



10

東京ジョブコーチ職場定着支援事業

東京ジョブコーチが企業にて職場定着をサポート

障害者が就職し、新しい職場で円滑に働き続けることができるように、また、障害者を雇用する企業がスムーズに受け入れられるように、東京都独自の東京ジョブコーチ（東京しごと財団が認定した職場適応援助者です。）が訪問し、障害者の作業適応支援や職場内の環境調整等、職場定着に向けた支援をします（テレワークの定着支援を含む）。本事業の各種サービスは、すべて無料でご利用いただけます。

対象

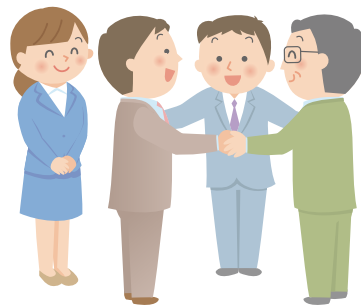
＜障害のある方＞

都内に在住または在勤の障害者で、原則として就業中または就職が決定している方

内容

個々のニーズに応じて下記のような支援を行います。

- ① 障害者の業務内容の検討・組み立て
 - ※テレワークの定着支援の場合は、必要に応じてICT分野の専門家がサポートをして、オンラインや企業訪問により支援にあたります。
- ② 作業習得支援
- ③ コミュニケーション支援
- ④ 通勤支援
- ⑤ 障害者を雇用する企業の従業員への理解促進・職場の環境調整
- ⑥ 障害者の家族および企業等への相談支援



支援回数・期間等

支援回数は、障害者1名に対して20回（20日）以内を目安としています。

20回（20日）は連続日程のほか、週に1回ずつ（20週）や、支援の初期は高い頻度、その後は低い頻度にするなど、個々の支援に応じて利用できます。

利用の流れ

支援の流れはおおむね次のとおりです。支援を受けたい障害者、企業・支援機関等の方は、まず**東京ジョブコーチ支援センター**にお電話ください。

インテーク	相談・申込み	まずは東京ジョブコーチ支援センターにお電話ください。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 企業等 障害者 支援機関等 ▶ 東京ジョブコーチ支援センター </div>
	打合わせ	東京ジョブコーチ支援センターのコーディネーター・担当東京ジョブコーチが就業先等を訪問し、支援内容の事前打合わせをします。
支援	支援計画	打合わせ結果から、担当東京ジョブコーチが支援計画を作成します。
	支援	支援計画をもとに、担当東京ジョブコーチが就業先で支援をします。
フォローアップ	定着確認（再支援）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支援終了から6か月後に、定着状況を確認します。 ■ 新たな課題が生じた場合は、ご相談ください（再支援も検討します）。

お問い合わせ

支援に関するご相談・利用のお申込み：**東京ジョブコーチ支援センター**

【電話】03-3378-7057

【URL】<https://tokyojc.ikuseikai-tyo.or.jp/>



職場内障害者サポーター事業

企業自ら障害のある社員をサポートできるように支援



「ハートの中のバラとバンジー」
アート村アーティスト 醍醐恵子 (知的障害)

障害のある社員が長く職場に定着し、かつ貴重な人材として活躍するためには、職場における日常的な支援を企業が自ら行っていくことが必要です。障害者の**職場定着**を推進する企業等を募集し、障害のある社員を支援する**職場内障害者サポーター**を養成することで、社員が働きやすい職場づくりを支援します。

事業の流れ

1 養成講座(6時間×2日間) 日程:随時開催(年間26回程度)/開催場所:青山、立川

※一部WEB配信により実施しています。

職場定着を支援するために必要な知識・ノウハウ等を学ぶ講座です。

研修カリキュラム

障害者雇用の現状から考える
社内支援体制



講座風景(講義)

障害特性を踏まえた支援
(就労現場の見学含む。)



講座風景(就労現場見学)

現場で生きる実践的支援の習得
(グループワークや事例検討)



講座風景(グループ討議)

職場内で支援活動
サポーター登録

講座修了者からの希望に応じて、所属企業の社員等を対象とした出張等による講座も実施しています。

2 サポーター登録後、職場内で支援活動(6か月間) 支援員による定期訪問/フォローアップ研修:4時間

職場内障害者サポーターとして登録後は、支援計画に基づき、職場内の障害のある社員に対する支援を6か月間行います。支援活動中は、専門知識を有した支援員が職場を定期訪問(月1回程度)し、サポーターを支援します。※その間に、フォローアップ研修(1回)も開催し、支援スキルのブラッシュアップを行います。

3 奨励金支給(支給要件あり) 中小企業:24万円、大企業・特例子会社12万円

4 アフターフォローアップ 個別電話相談:随時/アフターフォローアップ研修:2時間

※対象者:認定職場内障害者サポーター(サポーター支援活動終了者)は何度でも参加できます。

事業参加者の声 ■職場内障害者サポーター事業のHPでは、具体的な好事例を紹介しています■

- ・障害者雇用に関する専門知識もなく、不安がある中で参加したが、具体的な事例や対応方法を学べてよかった。
- ・支援員に相談しながら障害のある社員のサポートができたのは心強かった。
- ・支援員からのアドバイスを実践した結果、社員のモチベーションが上がり、業務効率も向上した。

お問い合わせ

職場内障害者サポーター事業運営事務局

【電話】03-6734-1096

【URL】<https://www.shougaisya-support.jp>

奨励金及び事業に関して

雇用促進係【電話】03-5211-2303

【URL】<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/company/supporter.html>



障害者雇用ナビゲート事業

企業の障害者雇用を専任のナビゲーターが支援

障害者雇用ナビゲート事業は中小企業の皆様の障害者雇用を2つのコースで支援します。

①障害者雇用コースでは、障害者を初めて雇用することを検討している中小企業等を対象にして、雇用前から雇用後の職場定着まで支援します。

②テレワーク導入コースでは、障害のある方に初めてテレワークを導入する企業等を対象にして、テレワーク導入前から導入後の運用・定着まで支援します。

各コース、専任ナビゲーターが、皆様の職場を訪問して、伴走型の一貫した支援(ナビゲート)を提供します。本事業の各種サービスは、すべて無料でご利用いただけます。

- 社員の多様化
- ワークシェアリング
- DX化への対応
- CSR・SDGsへの対応
- テレワークの普及

障害者を雇用しようと
思うけど…
どこから手を付ければ
良いのか？

- 働きたい障害者とは、どこで出会うの？
- 選考基準や雇用条件はどう定めるか？
- どのような対応や配慮をすれば良いの？



障害者雇用を取り巻く環境の変化

平成27年4月～ 障害者雇用納付金制度の適用範囲が拡大

平成30年4月～ 精神障害者が法定雇用率の算定対象に加わり、法定雇用率が2.2%に(民間企業の場合)

令和3年3月～ 法定雇用率が2.3%に(民間企業の場合)

令和6年4月～ 法定雇用率が2.5%に(民間企業の場合)

令和7年4月～ 除外率の引き下げ
(設定業種毎に、それぞれ10ポイント引き下げ)

令和8年7月～ 法定雇用率が2.7%に(民間企業の場合)

支援対象企業の要件

次の要件を満たす東京都内に本社又は主たる事務所がある中小企業等
(労働者数300人以下。但し特例子会社を除く)

①障害者雇用コース

- 現在、障害者を雇用していない
- 身体障害者、知的障害者は雇用しているが、新たに精神障害者を雇用したい

②テレワーク導入コース

- 現在、テレワークを導入していない
 - ・雇用している障害者にテレワークを導入したい
 - ・テレワークをする障害者を新たに雇用したい

※この他にも要件があります。詳しくはお問合わせください

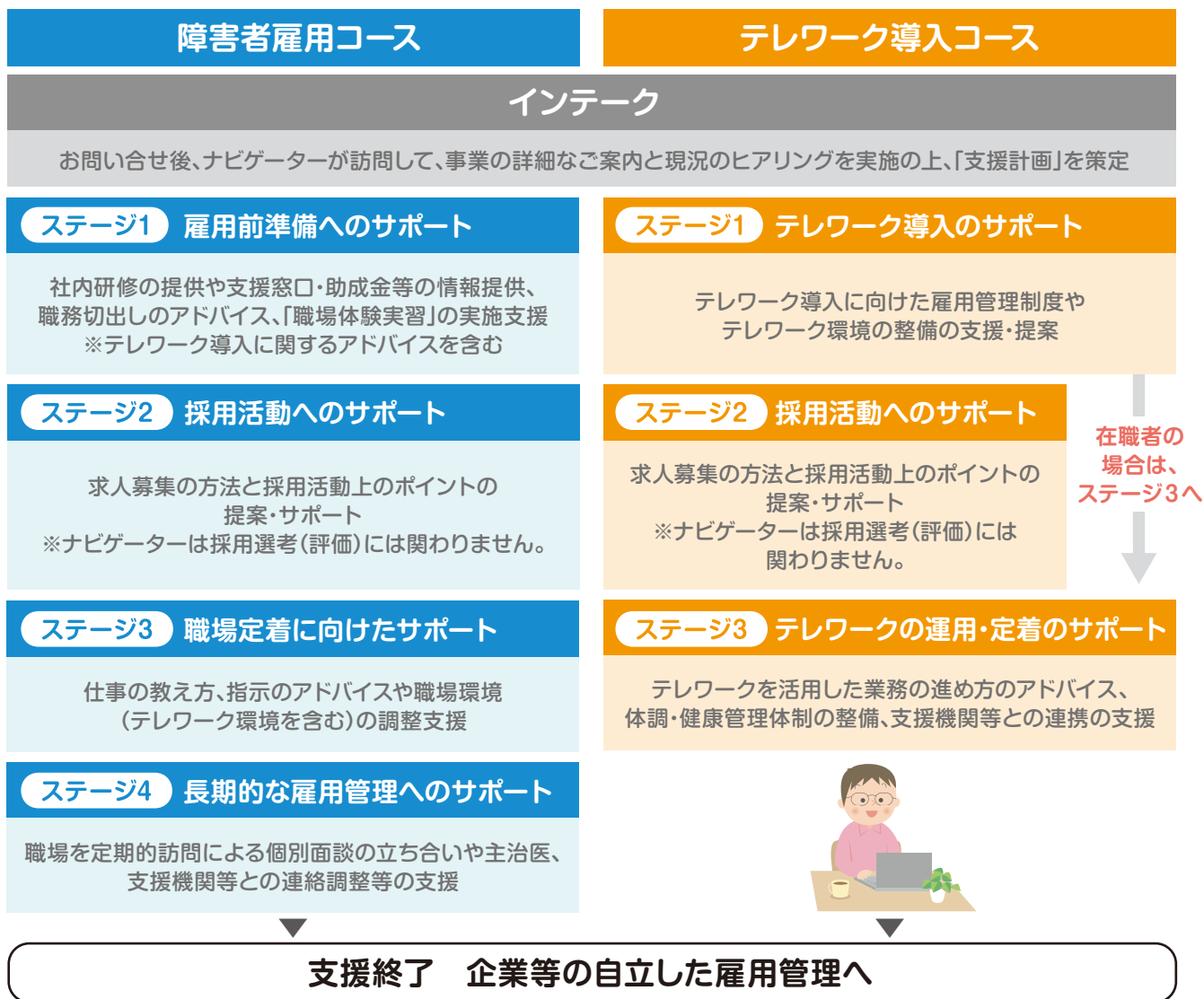
専任のナビゲーターがコースに応じて徹底サポート

本事業の利用企業等は、新たにテレワークを活用する場合に奨励金制度をご利用いただけます。支給要件等はお問合わせください。

お問い合わせ先は次頁をご確認ください。

事業の流れ

初めての障害者雇用や障害者にテレワークの導入を検討している中小企業等を対象に、一貫した支援(ナビゲート)を提供します。



奨励金のご案内

障害者に初めてテレワークを導入し、一定期間(6か月)テレワークを継続した場合に、企業に対して奨励金を支給します。テレワークの活用においては、導入のコンサルティングから運用・定着までを一体的に支援します。

奨励金(支給要件あり) 100万円

お問い合わせ

雇用促進係(「雇用ナビゲートの件」とお伝えください。)

【電話】03-5211-2318

【email】s_navigator@shigotozaidan.or.jp

【URL】https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/company/grant_business.html



障害者就業支援課の組織

担当部署	主な業務内容	お問い合わせ
企画普及係	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就業支援事業の企画・調整・情報発信 ・各種セミナー(本人・保護者・就労支援機関等向け) ・就業総合相談会 ・機関紙『いんくる』の発行 ・就労支援関係機関意見交換会 	電話 03-5211-2681
	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用就業サポートデスク(飯田橋・多摩) 	電話 03-5211-5462
コーディネイト事業係	<ul style="list-style-type: none"> ・各種セミナー(中小企業向け) ・企業見学支援事業(中小企業・本人・就労支援機関等向け) ・障害者雇用実務講座(中小企業向け) ・中小企業と就労支援機関の交流事業 ・職場体験実習 ・東京ジョブコーチ支援事業 	電話 03-5211-2682
委託訓練推進班	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者委託訓練事業 	電話 03-5211-2683
雇用促進係	<ul style="list-style-type: none"> ・職場内障害者サポーター事業 ・中小企業障害者雇用応援連携事業 	電話 03-5211-2303
	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用ナビゲート事業 	電話 03-5211-2318

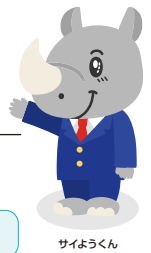


総合支援部 障害者就業支援課

〒102-0072
東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター8階

障害者雇用就業サポートデスク飯田橋は5階にあります。

- アクセス**
- ▶飯田橋駅から
JR中央・総武線「東口」より徒歩7分
都営地下鉄大江戸線・東京メトロ有楽町線・南北線「A2出口」より徒歩7分
東京メトロ東西線「A5出口」より徒歩3分
 - ▶水道橋駅から
JR中央・総武線「西口」より徒歩5分
 - ▶九段下駅から
東京メトロ東西線「7番出口」より徒歩8分
東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線「3番出口」「5番出口」より徒歩10分



サイようくん



障害者雇用就業サポートデスク多摩

〒190-0023
立川市柴崎町3-9-2 立川駅南口 東京都・立川市合同施設3階
(東京しごとセンター多摩と同じ建物内)

- アクセス**
- JR立川駅「南口」より徒歩4分、
多摩都市モノレール立川南駅より徒歩1分
(共にペDESTリアンデッキ直通)

個人情報の取扱いについて

公益財団法人東京しごと財団では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、個人情報保護委員会が定める各種ガイドライン及び関係諸法令等の遵守徹底を図るとともに、個人情報を適切かつ安全に取り扱うため、個人情報保護基本方針を制定しています。個人情報の取扱いの詳細はホームページ(<https://www.shigotozaidan.or.jp/privacy/index.html>)または、窓口でご確認ください。

【発行】公益財団法人東京しごと財団 総合支援部 障害者就業支援課

【電話】03-5211-2681

【URL】<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

令和8年4月発行



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。